用語集

あ行

住民から住宅の空き室・空き家に関する情報提供等を受け、移住・交流者向けの 空き家バンク

物件情報を収集・蓄積し、それらの物件情報をウェブサイト等で公開するもの。

ΕV イーブイ。電気自動車。

インフラストラクチャーの略で、道路、河川、公園、電気、通信施設、上下水道など インフラ

の都市施設の総称。

か行

既存集落 古くからある農業集落や漁業集落などで、近代的な市街地形成や都市基盤整備

が進む以前から形成され、継承されているもの。一般的に集落内の道は狭く、木造

家屋が密集している場合が多い。

市街地において、これまでに整備された道路・公園・下水道等のインフラ施設、又 既存ストック

は学校・病院・住宅・商業施設・工業施設等の建築物等。

交通結節点 鉄道やバス、タクシー等の複数の交通機関が集まり、相互乗換えや連絡等が円滑

に行える場所のこと。駅前広場やバスターミナルなどを指す。

コミュニティ 地域社会、共同生活体ともいい、生活の場で住民性と責任に基づいて、多様化す

る各種の住民要求と創意を実現する集団のこと。

既存バス路線ではカバーしきれていない交通空白地域等において、住民の利便性 コミュニティバス

向上のため、市町村が運行に関与している乗合バスのこと。

ットワーク

コンパクト・プラス・ネ 人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持すると

ともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、

地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めようとするもの。

さ行

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に整備開発する区 市街化区域

域のこと。具体的には、既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優

先的かつ計画的に市街地を図るべき区域。

市街化調整区域 都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

スマートインターチェンジ。高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バ スマートに

> スストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な 車両(料金の支払方法)を、ETC を搭載した車両に限定しているインターチェンジの

ح

スポンジ化 都市の大きさが変わらないにも関わらず人口が減少し、都市内に使われない空間

が小さい穴が開くように生じ、密度が下がっていくこと。

スーパーや病院、銀行などの日常生活を送る上で必要性が高く、日常的に利用す 生活利便施設

る施設のこと。

温室効果ガスの排出を全体としてゼロを目指す自治体のこと。本町は、令和 4 ゼロカーボンシティ

(2022)年に「ゼロカーボンシティ」を宣言した。

た行

地区計画 住民の生活に身近な地区について、道路、公園などの施設の配置や建築物の建

て方など、地区の特性に応じてきめ細かく定めるまちづくりの計画のこと。

商業や居住、公共サービス等の多様な都市機能が集積し、町の中心としての役割 中心市街地

をもつ市街地のこと。

Densely Inhabited District の略。市区町村の区域のうち、人口密度が特に高い地 DID 区域

> 域のことで、国勢調査の集計のために設定される統計地域。設定基準は、市区町 村内で人口密度が 4.000 人/㎢以上の調査区が隣接し、それらの隣接した地域

の合計人口が 5,000 人以上となる地域。

適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡って、利用され 低未利用地

ていない空間、もしくは、周辺地域の土地利用状況に比べて、利用程度が引く空

間。

都市機能 都市において生活を営む上で必要な機能。例えば「居住機能」「工業生産機能」

「物流機能」「商業業務機能」「行政機能」「文化機能」「レクリエーション機能」など

のほか、「自然機能」や「農業機能」も都市機能に含む。

都市計画法で定められた規制の対象になる地域のこと。自然的・社会的条件や人 都市計画区域

> 口、土地利用、交通量等の現状や推移などから、一体の都市として総合的に整 備、開発及び保全する必要のある区域で、都道府県が指定する。都市計画区域 ごとに各種の都市計画が定められ、それに基づいて土地利用規制や都市計画事

業等が実施される。

都市の基盤的施設として、都市計画法に基づく都市計画決定による道路。 都市計画道路

プラン

都市計画マスター

都市計画に係わる施策を総合的かつ体系的に展開していくための指針。本町で は、平成14(2002)年3月に策定し、令和3(2021)年3月に最終改定している。

急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機 都市再生特別措置

能の高度化及び都市の居住環境の向上を図るために制定された法律。

都市計画区域内の土地について、公共施設の整備・改善、宅地としての利用の増 土地区画整理事業

進を図るため、土地区画整理法に基づいて行われる土地の区画・形質の変更、公

共施設の新設又は変更等に関する事業のこと。

土地の状態や用途といった利用状況のこと、あるいは土地を利用すること自体を表 土地利用

す概念。

な行

内水

一次的に大量の降雨が生じた場合に、下水道その他の排水施設又は河川その他 の公共の水域に雨水を排水できないことにより発生するもの。

は行

ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所などの防災関係施設の位置などを示した地図のことで、本町では、津波、高潮、土砂災害のハザードマップを作成している。

防災拠点

災害発生時に、迅速かつ適切な応急対策を行うための施設であり、ヘリポート、備蓄倉庫、物資集積場、トラック等の駐車スペースなどが位置付けられる。

や行

用途地域

都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについて必要な制限を課することにより、土地の合理的な利用を図るために設定される。用途地域等の土地利用ゾーニングのこと。

要配慮者施設

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設。